

實地研究  
四柱推命秘傳書

下卷

特260  
956



始



研究地 四柱推命秘傳書 下卷 伊藤耕月著

○吾人の處世上理想を樹つる事は大切な事である、然し其以前に先づ茲に自己の運勢を通觀して置くの必要がある。即ち運勢を知る事は「自己」の一面を判然知悟せしめ、且又やがて理想を空想より救ふものである。左れど其成功にも自己天賦の運勢に従ひ相當の程度あるを以て、隨つて其出所進退も相當の時氣に措置すべき事を知らねばならぬ。而して世人の失敗は、多くは此運氣を無視し、盲計を抱きて事に當りたるの結果である。自己の運氣を熟知して處世すれば、臨機應變に進退し得られ、所謂若返り法の一助ともなる譯である。實に處世上に肝要なるは其出發時機の運氣にして、將來の成功と失敗の分岐は、此事によりて既に定まるのである。

運氣の解

- 運氣とは年々月々に巡り来る氣力の事である、之れ太陽系は大宇宙に於て別の  
大太陽を巡環し居り、地球は又太陽を周廻しつゝ、毎年に其經路を異にせり、  
即ち甲子年より順次に癸亥年までの六十個所を經て、本の甲子年に復歸するの  
である。其一巡環年を年運といひ、一年内の季節を月運といふ。
- 俗間に於て本人の生年干支より六十干支年を経て、本の生年に復歸したるを(本  
經還り)と稱ふは此譯である。
- 斯くの如く太陽及び地球の經路位置等年々移動するに従ひ、地球の大氣により  
て生育せる吾人の身体思想に對しても又多少の變化の生ずるは之れ自然である、  
依て吾人は其變化時氣を豫知して健全なる處世法を計らねばならぬ。
- 年運の氣力は吾人の身体に對し偉大なる力を有せり、左れど月運力は稍弱し。
- 生日干より年運干を害する時は、天力に逆ふを以て甚しき災害起り破財病難争  
論あり、例へば戊日生より壬年運を害し、又は乙日生より己年運を害する如し。
- 生日干より年運を害するも、他に之を諫止する干星あれば其謝禮として其年は  
吉事來たる、例へば戊日生にて壬年運を害せんとするも四柱中に癸干あれば戊  
癸の夫婦干合して害力を諫止し、又は甲日生より戊年運を害せんとするも己あ  
れば甲己干合して害力を諫止するが如し、
- 生日干と年運干と干合し其化質のために四柱中にある吉星を害する時は、其吉  
星の作用力を傷なひ、病難か損失か肉縁者に離別死別の不幸起る、若し化質の  
ために吉星を扶くれば幸福湧出す。
- 生日干と四柱中の干と干合無き命者、又は生日支と四柱中の支と支合無き命者  
は、生日干と年運干と干合する歳、及び生日支と年運支と支合する歳は、新規  
の事業轉宅開店等をなすべからず、左れど種々に心迷ひやすし。
- 生日支より年運支を支戦する歳は爭論損失死別かの不幸起る、殊に寅歳と未歳  
は甚だし。若し支合あれば免がる。

- 四柱中に羊刃か日刃ありて、年運支を支戦支隔する歳は非常の災害起る。若し支合あれば免がる。
- 四柱中に七殺柱の羊刃ありて年運支を支戦する歳は災害強よし。
- 四柱中に正官ありて其柱支を年運支より支戦支隔する歳は公事争論か恩人か子女に災害起る。
- 生日支を年運支より支戦する時は住所の変動か夫婦間の苦情か子女に障害起る。
- 女人は官星を夫ごす。四柱中に官星あれば其柱支を年運支より支戦する時、官星無くとも月支を支戦する時は夫に損失災害死別の不幸に用心すべし。
- 空彷の歳、及び月日の空彷運氣には變化起る、又種々心迷ひやすく、轉宅轉業結婚等をなすべからず、然て肉縁者に重患あれば死別す、自己病難に罹れば永引く。
- 甲辰日生に寅、乙巳日生に卯、丙申日生に巳、丁亥日生に午、戊戌日生に巳、
- 己丑日生に午、庚辰日生に申、辛巳日生に酉、壬申日生に亥、癸亥日生に子の時氣は總て建祿運の空彷となる、此時氣は意外の變事起る。左れど不安の結果は吉事と變る。
- 庚辰日生と庚戌日生は官星年運に凶事あり、食神年運には吉事あり。
- 壬辰日生と戊戌日生は財星年運に凶事あり、印綬年運には吉事あり。
- 身弱日生にて四柱中に財星七殺あれば正官年運に凶事あり。
- 四柱中に正財あり又比肩劫財敗財強ければ、正官年か食神年運に財利あり。
- 身旺日生にて正官あれば、正官か正財か印綬か比肩の年運に發達す。
- 身旺日生にて四柱中に正官無きは、比肩劫財敗財年運には父母妻子に障害あるか破財爭論起る。劫財年は甚だし、正財あれば一層甚だし。食神あれば財利す。
- 四柱中に印綬あるか又は身弱日生にて七殺あるは、正財年には親に死別離別するか自己損失か病難す、食神あれば財利あり。

- 偏財年運は身旺者は財利あり、身弱者は損失あり、四柱中に印綬氣星あれば親に故障起るか自己病難することあり。
- 印綬年運は官星ある者又は身弱者は、産業發達するか就職するか何れか身上治まる、身旺者は諸事に猛進して後悔す、併し此年は大体に吉とす。
- 偏印年運は四柱中に比肩等ありて身旺に過ぐれば勢ひに乗じて失敗す、四柱中に食神あれば損失か病氣するか死別あり、正官あれば發達す。
- 傷官年運は諸事に吉ならず、四柱中に官星あれば免職刑罪爭論等總て貴上と障難あり、正財あるか印綬あれば多少の吉事あり。
- 正官年運は身旺者に大吉、身弱者は恐る、併し傷官無き身旺者は諸事發達す。
- 偏官年運は身旺者は無事、身弱者は病難損失か希望事破壊す。
- 生日干より長生、冠帶、建祿、帝旺、養に當る年運にて、生日支より支隔支戦空彷徨ならず、又四柱中の羊刃日刃と支隔支戦せざれば吉事あり。
- 之等の理由は既記の身旺身弱部の干支力にて考察すれば能く理解し得らる。
- 沐浴年運は破壊事あり、病死年運は病難か損失あり、絶年運は離別死別あり。
- 生日に對して吉力を與ふる年運干にても其年運干力を年運支にて害する歲は根無き草木の如し、又凶年運干にても年運支力が生日に吉なる時は暫時にして吉運來たる。
- 若し生日支と年運支と會局して其會局が水火木金土等の變通力に變化する場合は年運干力のみにて定むることはならぬ。
- 女人の四柱中に正官正財共にあれば、傷官劫財年運中は縁組調ひ難し、若し嫁しある人も此時氣に離別の苦情起る。
- 女人の四柱中に正官あれば、其正官柱干支よりの空彷徨に當る運氣中、又は支隔支戦する運氣中は縁組の調はんとして破談することあり。

○女人の乙酉日生、丙子日生、己卯日生、己亥日生、庚午日生、辛未日生、辛巳日生、癸亥日生にて傷官あれば。傷官年には夫を失ふことあり、  
○尙ほ年運力の鑑定法について余が日々被鑑定者によつて実験し得たる所によれば、之を分野法にて考察するを確かこ認む。

即ち一年間の地支を分野法にて分割すれば其三十分の一割は十二日間となる、然て假りに戊辰日生者が乙巳年運に遇へば乙干は正官運年となるも、地支運氣にては寅月節分より二ヶ月餘間は分野中戊の身旺時氣にて、次の三ヶ月半は庚の食神なり然に此庚ニ乙の年干に干合して乙正官力弱り、次の六ヶ月餘は丙偏印時氣となる、之れ年運力を鑑定する秘訣である。

月運の部

月運の鑑定法も凡そ年運法に似る、其異なる點は年運力は働き強く、月運力は弱きを以て同一力に考へてならぬ。例へば戊日生者にて辛傷官年運時に乙月運

時は、乙は正官なるも辛年内のために其正官力は鈍ぶく、又丁年運内なれば辛月運力も其辛の傷官力は弱き類である。

○然して總て支隔支戰空彷等の月運氣には無論凶こす。

年運の吉凶には月運力が少なくて、年運の四時中には月運重なれば災害甚だしく、即ち月運の吉凶力は年運干支力によりて一代中とも差異あるのである。

月	運	干	支	便	覽
陽曆にて	一月	二月	三月	四月	五月
甲己年は	乙丑	丙寅	丁卯	戊辰	己巳
乙庚年は	丁丑	戊寅	己卯	庚辰	辛巳
丙辛年は	己丑	庚寅	辛卯	壬辰	癸巳
丁壬年は	壬寅	癸卯	甲辰	癸巳	甲寅
戊癸年は	癸丑	壬寅	癸卯	甲辰	乙卯
己亥年は	壬子	癸亥	癸卯	甲辰	丙辰
庚子年は	癸亥	壬子	癸卯	癸巳	丁巳
辛丑年は	壬戌	癸亥	癸卯	壬辰	戊午
壬寅年は	癸亥	壬戌	癸卯	癸巳	己未
癸卯年は	壬子	癸亥	癸卯	癸巳	庚申
甲辰年は	癸亥	壬子	癸卯	癸巳	辛酉
乙巳年は	壬戌	癸亥	癸卯	癸巳	壬戌
丙午年は	癸亥	壬子	癸卯	癸巳	癸亥
丁未年は	壬戌	癸亥	癸卯	癸巳	甲子

●其他、日運氣の鑑定法も月運氣法と同理なるも、斯かる此細の氣力に拘泥する

よりも、之又分野法にて考察するが容易である。尤も其鑑定を希望者には余は其需めに應ず。

### 身 体 運 の 部

○年運は地球が太陽を巡環するに從て移動する氣力にして、吾人の身体を司配するものなるも、身体運は吾人の神體より大氣に感應する電氣力の如きものである。依て年運力は強くして体運力は弱い。

○年運の吉時には環境幸運となり、体運の吉時は思想順調し爲に幸福を得らる。○身体運は五年間乃至十年間も幸期の續く人あり、又は凶期の續く人あり、或は早年代は幸運にて後年衰運する人あり、一時は見る影も無かりし人にて一躍社會に牛耳を握る人あり、之れ天は吾人に公平なる運氣を賦與せるを以て、生涯幸運も續かず又凶運の續くものにあらず。依て各人は能く時氣を豫知し以て努力なせば、必ず或る時氣に至りて開運することが出来る。之れ恰かも彼の草木

に開花の時季あり、或は道路の雜草にも其開花季節來たるが如し。

○体運は約そ十五歳までを幼年代とす、此期間は専ら身体の強弱と親子關係を測り、二十七歳までを青年代とし、四十七歳までを中年代とし、六十七歳までを老代とし、其後を晩年として測るのである。

○体運の良好時氣には精神健全旺盛となり、年運に多少の波瀾あるこも大体に吉運なるを以て、諸事躊躇すること無く活動すれば結果成功し得らる。之れ所謂大功は小瑾を顧みる遑なき類である。若し其好機を捕へながら過去の失敗に恐るゝ時は、恰も大洋に漂ふ片舟の如く、終生彼岸に到達することは出來ない。

### 体 運 測 定 法

○体運を測るには先づ生年に着目して、陽千年生なるや、陰千年生なるやに注意せねばならぬ。

○男子の陽千年生は順運といひ、陰千年生は逆運といふ。

- 女子の陽干年生は逆運といひ、陰干年生は順運といふ。
- 男子の陽干年生は、本人の出生日より其生月の最終節分日までの日数を順に計ぞへ。陰干年生は、出生日より其生月の最初節入日までの日数を逆に計へるのである。
- 女子の陽干年生は本人の出生日より其生月の最初節入日までの日数を逆に計ぞへ、陰干年生は出生日より其生月の最終節分日までの日数を順に計へるのである。
- 此所に前掲例命者の明治十年四月十五日午後四時生男子を以て示せば、即ち丁丑の陰干年生にて逆運とす、依て生日十五日午後四時より生月甲辰節入の五日午前一時二十七分まで逆に日数を計ふれば二百五十四時間と三十三分（十日間と十四時間）ある。
- 若し女子なれば順運にして、生日より其月節分の最終時まで日数を順に數ふれば四百八十三時間と四十二分（二十日間と三時間餘）となる。
- 右の如く順運とか逆運とかに計算したる日数を、更に三つに割る、之を折除法といふ、其折除法したる日数を以て一期運とす。
- 三十日間あれば三折して十日となる、之を十年運といふ。
- 二十七日間あれば三折して九日となる、之を九年運といふ。
- 二十四日間あれば三折して八日となる、之を八年運といふ。
- 二十一日間あれば三折して七日となる、之を七年運といふ。
- 十八日間あれば三折して六日となる、之を六年運といふ。
- 十五日間あれば三折して五日となる、之を五年運といふ。
- 十二日間あれば三折して四日となる、之を四年運といふ。
- 九日間あれば三折して三日となる、之を三年運といふ。
- 六日間あれば三折して一日となる、之を二年運といふ。

●三日間あれば三折して一日となる、之を一年運といふ。

●右の如く折除したる日數を一期運とし之を何年運といふのである、前掲例命者の男子は即ち逆三年運となる、女子なれば順七年運となる。

●然るに其折除したる日數の餘りが三十六時間以上あれば、不足時間を加へて三日分に直し。又三十六時間に満たされば其端數を除去する法則である。

●尙ほまた出生時より僅かに三十六時間に足らざる生れ、或是一時間内外より無き生れの者は如何にして算定して宜いかとは、古來一般學者の苦心せし所にして未だ確定的に明示せし人は無いのである。

●然に余が多年實驗せる所に徴すれば、三十六時間に足らざる場合は、順運者は順十年運とし、逆運者は逆十年運として鑑定なせば正當なる事を發見した。

●右によりて一期間単位法を示した、次に之が配當法を説明する。

●期間法は例へば十年運者は一歳より十歳までを第一期運とし、十一歳より二十

歳までを第二期運とする如し。

●体運配當法は生月の支星を基礎として起すのである、然して順運者にて子月生は子丑寅卯と順に配當し、逆運者は子亥戌酉と逆に配當するのである。

●前掲例命者は逆運の三年運にて辰月生である、依て一歳より三歳までは辰の期間、四歳より六歳までは卯の期間、七歳より九歳までは寅の期間となる。

例の運年三逆

九八七 歲歲歲	六五四 歲歲歲	三二一 歲歲歲
寅	卯	辰
十八七 歲歲歲	十五四 歲歲歲	十一十二 歲歲歲
亥	子	丑
廿廿廿 歲歲歲	廿廿三 歲歲歲	廿十九 歲歲歲
申	酉	戌
卅卅五 歲歲歲	卅卅二 歲歲歲	卅廿九 歲歲歲
巳	午	未
四四四 四十五 歲歲歲	四四一 四十二 歲歲歲	卅卅八 歲歲歲
寅	卯	辰
五五五 五十三 歲歲歲	五五九 五十一 歲歲歲	四四六 四十七 歲歲歲
亥	子	丑

### 例 の 運 年 七 順

七六五四三二一 歲歲歲歲歲歲歲	十六十七十八九八 四三二一歲歲歲歲歲
辰	巳
廿二十九十八七六五 歲歲歲歲歲歲歲	廿廿廿廿廿廿廿 八七六五四三二歲歲歲歲歲
午	未
卅卅卅卅卅三廿 五四三二一十九歲歲歲歲歲歲	四四四卅卅卅卅 十二十九八七六歲歲歲歲歲
申	酉
四四四四四四四 十九八七六五十四歲歲歲歲歲	五五五五五五五 十六五四三二一歲歲歲歲歲歲
亥	戌
六六六六五六五 十三二十九八七歲歲歲歲歲	七六六六六六六 十九八七六五四歲歲歲歲歲歲
子	丑

○尙ほ注意を要するこことは假りに子月生にて順十年運者は、實際は年末の生れなるを以て十一歳目の亥月までを一期間ごし、又寅月生にて逆十年運者は年初の生れなるを以て實際は十一歳目の丑月までを一期間とするのが至當である。

○休運にても年運にても生日干より十二支に配當したる地運力が長生、冠帶、建祿

帝旺養等の旺氣運時には大体に幸運にて、沐浴、衰、病、死、墓、絶等の弱氣運機には衰運である。尤も之は單に参考に止め、専ら左記の變通星力を應用するが確かである。

○今假りに甲日生者ごして分野にて夢通星力を對照すれば  
○寅運は比肩時氣となる、之れ代表星の甲木を以ていふ。  
○卯運は敗財時氣となる、之れ代表星の乙木を以ていふ。  
○辰運は偏財時氣となる、之れ代表星の戊土を以ていふ。  
○巳運は食神時氣となる、之れ代表星の戊土を以ていふ。  
○午運は傷官時氣となる、之れ代表星の丙火を以ていふ。  
○未運は正財時氣となる、之れ代表星の丁火を以ていふ。  
○申運は偏官時氣となる、之れ代表星の庚金を以ていふ。  
○酉運は正官時氣となる、之れ代表星の辛金を以ていふ。  
○戌運は偏財時氣となる、之れ代表星の戊土を以ていふ。  
○亥運は偏印時氣となる、之れ代表星の壬水を以ていふ。

○子運は印綬時氣となる、之れ代表星の癸水を以ていふ。

○丑運は正財時氣となる、之れ代表星の己土を以ていふ。

丁九分半	己七分半	庚十 分	辛九分半	戊七分半	戊九分半
乙五分未	壬戌三分	申	丁二分戌	甲四分亥	甲四分亥
己十五分半	庚十六分半	辛二十 分	戊十八分半	壬十八分半	壬十八分半
丙十分半	丙十分半	酉	丁二十分	己七分半	己七分半
己九分午	丁十分半	壬十一 分	戊十八分半	丙十分半	丙十分半
戊五分半	乙九分半	子	辛二十分	乙五分未	乙五分未
庚九分巳	癸二分辰	壬十一 分	戊十八分半	己十五分半	己十五分半
丙十五分半	戊十八分半	壬十一 分	丁二十分	己九分午	己九分午

○古來の學者は甲に對して亥を印綬ごし、子を偏印ごし、午を食神ごし、巳を傷官に運用して居る。然に此誤謬のために運氣鑑定の的中せざるものならず、而も被鑑定者は總て進退時機を誤まり居るを實驗した。之れ分野法原理を辨まへざりし誤解である。

○然に余は多年多數人に實驗の結果、上記の通り發見して、之を本書初版に於て公開したる以來、一般に此運用法を採用するに至れるは余の本懐である。

○体運支より年運支を支戦する時は、破財あるか家族に不幸事あり。  
○体運の空彷時氣に又年運の空彷時氣に遭遇して、父母妻子肉縁者に重病あれば多くは死別の不幸起る、自己大病なれば壽命に用心すべし。  
○空彷時氣には從來の吉凶運勢力に變化起る、又良好と思惟して開始せし事も齟

## 体運時氣の鑑定法

齟顛倒することあり。

○本學にて墓は倉庫とす、四柱中に墓ありて之を支隔支戰するものあれば常に出財多し。若し之れ無ければ、体運より支隔支戰する時氣には財利を得ることあり。

○身弱日生に官星多くして体運の官星時氣に遇へば禍難あり。若し食神あれば免がる。

○生月正官にて他に正財あれば、体運の印綬時氣には發達す。

○四柱中に正官と財星ありて印綬無きは、体運の傷官時氣中の傷官年運には職業上か家庭に不運起る。

○身旺日生に正官あれば、体運の正官正財印綬比肩時氣は發達す。

○身弱日生に正官と正財あれば、体運の印綬時氣に發達す。

○身旺日生に偏官食神あれば、体運の偏官か比肩時氣に發達す。

○七殺あれば、体運の七殺時氣は凶とす、食神か印綬時氣に發達す。

○七殺に支隔支戰羊刃して尚ほ偏印あれば、体運の七殺時氣に大難起る。

○印綬弱きは、体運の正財時氣は不幸起る。

○印綬多過るは、体運の官星か財星時氣を吉とす。

○正財と七殺あれば、体運の食神か比肩時氣を吉とす。

○財星弱きは、体運の食神時氣に財祿を扶く。

○偏財多過るは体運の比肩時氣に發達す。

○身旺日生にて財星強きは、体運の正財時氣は吉なるも、世人より誹謗さしを受くるこごあり。

- 食神ありて偏官無くば、体運の財星時氣に吉こす。
  - 食神が主星となれば、体運の比肩劫財敗財時氣に發達す。
  - 食神ありて財星無きは、体運の偏印時氣は破財病難す。
  - 偏印多過るは、体運の官星財星時氣を吉こす。
  - 身旺日生にて傷官多きは、体運の財星時氣を吉こす。
  - 正官ありて傷官多過るは、其正官の墓運に當る体運時氣に災難起る。
  - 傷官あり印綬無くば、体運の正官時氣に失職破財其他不幸起る。
  - 傷官強きは、体運の劫財敗財時氣に病難か失命す。
  - 身旺日生に傷官正財あれば、体運の正財時氣に發達す。
  - 劫財敗財あるは、体運の食神か正官時氣に發達す。
  - 金神時生は其金神干星を制伏するものあるを吉こす、制伏無ければ制伏の時氣に發達す、左れご制伏星を害する時氣は身体に障害あり。
  - 四柱中に羊刃か日刃ありて偏官七殺無きは、体運の偏官七殺時氣に幸福湧出して財利を得るか名譽を發す。
  - 年運支より体運の空彷支を支戦する歳は不意の吉事あり。
  - 女人は体運の食神傷官時氣は夫に異變起ることあり。
  - 女人に比肩劫財敗財多きは、又比肩劫財敗財の体運時氣に夫に不幸あり。
  - 丑辰未戌は土用の變化を起す時氣である、体運に於ても丑より寅に移る間際と、辰より巳に移る間際と、未より申に移る間際と、戌より亥に移る間際に於て、若し年運の凶時氣に當れば十分の注意を要す、軽きも波瀾あり、重きは命を失ふことあり。
  - 之を直言すれば、例へば順十年体運者にて廿歳より三十歳までが丑運なれば其三十歳ご三十一歳の年運頃をいふ。

## 体運測定法秘訣

○左記の秘訣は余が多年の實驗によりて發見したる法にして、從來特別會員のみに傳授せしものである。

○此測定法は体運の一期間を分野にて配當するものである、依て左記に圖表を以て説明する。

圖野分通變運体順

卯	寅	丑	子
乙 六分半	甲丙戊 三分半	己辛癸 六一三 分分半	壬 三分半
甲 三分半	五二二 分分半	六一三 分分半	癸
未	午	巳	辰
己乙丁 五二三 分分分	丁己丙 三三三 分分半	丙庚戌 五三二 分分分	戊癸乙 六一三 分分分
亥	戌	酉	申
壬甲戌 六一二 分分分 分半半	戊丁辛 六一三 分分分	辛庚 六分半	庚壬戌己 五一 分半分分

圖野分通變運体逆

申	酉	戌	亥
己戊壬庚 二一一五 分分分半	庚辛 三分半	辛丁戊 三一六 分分分	戊甲壬 二一六 分分半分
辰	巳	午	未
乙癸戊 三一六 分分分	戊庚丙 二三五 分分分	丙己丁 三三三 分分半	丁乙己 三二五 分分分
子	丑	寅	卯
壬癸 三分半	癸辛己 三一六 分分分	戊丙甲 二二五 分半分	乙 六分半

- 一年運の十分一は一ヶ月六日になる。
- 二年運の十分一は二ヶ月十二日になる。
- 三年運の十分一は三ヶ月十八日になる。
- 四年運の十分一は四ヶ月二十四日になる。
- 五年運の十分一は六ヶ月になる。
- 六年運の十分一は七ヶ月六日になる。
- 七年運の十分一は八ヶ月十二日になる。
- 八年運の十分一は九ヶ月十八日になる。
- 九年運の十分一は十ヶ月二十四日になる。
- 十年運の十分一は一ヶ年になる。

○右を假りに甲日生の順十年運者として第一期運が子の印綬なれば、最初五歳目の巳月までは子中の壬偏印時氣にて、後の十一歳目の亥月までを實際の癸印綬

時氣もす。又逆十年運者にて初運が亥の偏印運なれば、六歳までは實際の壬偏印運にて、次の八歳巳月までは申比肩時氣にて、後の十歳までが戊偏財時氣となるのである。

○右の理由によりて順運にて子より丑運に變りし間際に於ては、尙ほ丑中の水氣を含有し居れることを心得ねばならぬ。

○然に之を一々算定するは困難なるべきを以て、之を具体的に算定したる（分野便覽書）を著作發行して居る、此書によれば何歳の何月何日より何歳の何月何日までは、何々運氣中なりといふやうに、其吉凶時氣が一目瞭然的に判明する。

### 特別格命の解

○格とは人格のことである、苟も人界に生を稟けたる以上は、如何にもして萬物の靈長たる資格を具へ、人たるの本分を完ふせねばならぬ。然に如何なる命者が人格者なるかといへば、四柱中に現然たる正官、正財、偏財、印綬、食神等

の吉星が一つでも備はり、之を障害するもの無ければ、既に人格を具へ以て相當の發達成功命である。

○左れど前記諸項中に於て何れによるも、其純正なる吉星を得られざることは大ひに悲觀するであらう、然に左記格命に入るを得ば又吉命者である。

○主たる問題は何れの吉星を得れば幸福を得るかの目的であるから、前項中に於て既に吉星を得たる命者は、敢て此特別格命部による必要は無いのである。

### 特別格命の部

○甲乙日生にて庚辛無く、卯未亥か寅卯辰のみあるは發達命にして、壬癸甲乙体運に吉事あり、庚辛時氣は凶なり（木旺格）

○甲乙日生に庚辛あり、壬癸子辰申無く、寅午戌のみあるは發達命にして、寅卯巳午の体運に吉事あり、壬癸子辰申時氣は凶なり（制伏格）

○甲日生に年月時に亥のみあり、寅無きは發達命にして、甲体運に吉事あり、身

- 旺者は辛運も吉、寅巳時氣は凶なり（亥は寅を合して建祿ごす）（甲亥格）
- 甲子生に甲子時生にて、庚辛丑午無くば發達命にして、壬癸体運に吉事あり、丑午時氣は凶なり（甲子格）
- 甲寅日生に甲子時生にて、庚辛支隔支戰無きは發達命にして、癸体運に吉事あり、丑時氣は凶なり（寅子格）
- 甲申日生に甲戌時生にて、庚辛支隔支戰無きは發達命にして、癸体運に吉事あり、酉時氣は凶なり（甲戌格）
- 乙日生に年月時に子のみあり、午庚辛戊無きは發達命にして、甲乙壬癸体運に吉事あり、生時に卯亥あるも又吉、庚辛時氣は凶なり（乙子格）
- 乙日生に寅午戌あり、庚辛子辰申無きは發達命にして、丙丁戊己運に吉事あり、庚辛壬癸時氣は凶なり（乙火格）
- 乙日生に丙子時生にて、午庚辛無きは發達命にして、甲乙体運に吉事あり、丑
- 庚辛時氣は凶なり（丙子格）
- 乙未日生に乙酉時生にて、庚辛支隔支戰無きは發達命にして、壬体運に吉事あり、申時氣は凶なり（未酉格）
- 丙丁日生に寅午戌か巳午未のみにて、壬癸子辰申亥無きは發達命にして、甲乙丙丁体運に吉事あり、壬癸時氣は凶なり（火旺格）
- 丙日生に午あるか、丁日生に巳ありて、壬癸無きは發達命にして、甲乙丙丁体運に吉事あり、身旺者は庚辛体運も吉、壬癸時氣は凶なり（帝旺格）
- 丁巳日生に月か時に丁未ありて、癸子支隔支戰空彷無きは發達命にして、甲体運に吉事あり、癸子時氣は凶なり（巳未格）
- 戊己日生に丑辰未戌のみありて、甲無きは發達命にして戊己庚辛丙丁体運に吉事あり、甲乙壬癸時氣は凶なり（土旺格）
- 戊己日生に子卯辰未申亥のみありて、七殺支隔支戰無きは發達命にして、丙丁

- 戊己体運に吉事あり、七殺時氣は凶なり（木官格）
- 戊日生に丑巳酉あり、甲乙卯未亥無きは發達命にして、庚辛壬癸體運に吉事あり、甲乙丙丁時氣に凶なり（土金格）
- 戊申日生に戊午時生にて、甲乙支隔支戰無きは發達命にして、丁體運に吉事あり、甲乙丙丁時氣は凶なり（甲午格）
- 戊日生に庚申時生然て生月子丑申酉戌亥にて、甲乙無きは發達命にして、子亥戊己壬體運に吉事あり、丙巳時氣は凶なり（戊申格）
- 己未日生に月か時に己巳あり、乙子支隔支戰空彷無きは發達命にして、丙體運に吉事あり、乙時氣は凶なり（未巳格）
- 庚辛日生に丑巳酉か申酉戌のみありて、丙丁辰亥無きは發達命にして、戊己庚辛體運に吉事あり、丙丁時氣は凶なり（金旺格）
- 庚日生に子辰申あり（戊年月か庚年月も吉）丙丁寅戌無きは發達命にして、寅
- 卯辰午未體運に吉事あり、丙丁巳時氣は凶なり（食神格）
- 庚子日生に丙午無きは發達命にして、甲乙戊己庚辛體運に吉事あり、丁午時氣は凶なり（庚子格）
- 辛丑日生に辛卯時生にて丙丁支隔支戰無きは發達命にして、戊體運に吉事あり、寅時氣は凶なり（丑卯格）
- 辛亥日生に丙丁戌無きは發達命（丑申酉あるも吉）にして、甲乙戊己庚辛體運に吉事あり、己丙巳時氣は凶なり（辛亥格）
- 辛日生に子辰申あり、丙丁寅午戌無きは發達命にして、甲乙庚辛壬癸體運に吉事あり、丙丁戊己時氣は凶なり（金水格）
- 辛日生に戊子時生にて、丁丙丑午無きは發達命にして、甲乙庚辛壬癸體運に吉事あり、丙丁壬癸時氣は凶なり（辛子格）
- 辛丑日生に（申酉あるも吉）丙丁子無きは發達命にして、庚辛體運に吉事あり、

丙丁時氣は凶なり（辛丑格）

○壬子日生に壬寅時生にて、戊己支隔支戰無きは發達命にして、辛体運に吉事あり、丑時氣は凶なり（子寅格）

○壬癸日生に子申辰か亥子丑のみありて、戊己支隔支戰無きは發達命にして、庚辛体運に吉事あり、甲乙丙丁時氣は凶なり（水旺格）

○壬癸日生に丑寅午未戌のみありて、子辰申無きは發達命にして、庚辛壬癸体運に吉事あり、子辰申時氣は凶なり（水火格）

○壬日生に卯未亥ありて、巳酉丑戌己無きは發達命にして、壬癸体運に吉事あり、丙丁戊己午申亥時氣は凶なり（寅辰格）

○壬日生に卯未亥ありて、巳酉丑戌己無きは發達命にして、甲乙丙丁壬体運に吉事あり、戊己庚辛時氣は凶なり（水木格）

○壬子日生に、戊己午無きは發達命にして、酉丙丁壬癸体運に吉事あり、丑午未

時氣は凶なり（壬子格）

○癸日生に甲寅時生にて、申亥戌己庚無きは發達命にして、壬癸子寅体運に吉事あり、甲亥時氣凶なり（癸寅格）

○癸亥日生に、巳戌戊己無きは發達命にして、丙丁庚辛壬癸午体運に吉事あり、巳戌時氣は凶なり（癸亥格）

○癸日生に庚申時生にて、戊己無きは發達命にして、壬癸体運に吉事あり、丙丁巳午時氣は凶なり（癸申格）

○癸丑日生に（申酉あるも吉）、戊己無きは發達命にして、壬癸体運に吉事あり、戊己時氣は凶なり（癸丑格）

○癸亥日生に月か時に癸亥柱ありて、巳午支隔支戰空彷無きは發達命にして、庚体運に吉事あり、己時氣は凶なり（丑亥格）

○癸亥日生に月か時に癸丑柱ありて、巳午支隔支戰空彷無きは發達命にして、庚

体運に吉事あり、己時氣は凶なり（亥丑格）

○生年正財か偏財にて其柱建祿となり又他に食神ありて、比肩劫財敗財無きは遺産に浴し且つ發達命にして、食神体運に吉事あり、劫財敗財時氣は凶（歳財格）

○（上巻二十六頁の從官命部に説明）從官格者は官星財星体運に吉事あり、食神傷官時氣に凶なり。

○（上巻三十一頁の從財命部に説明）從財格者は食神傷官正財偏財体運に吉事あり、正官偏官比肩劫財敗財時氣に凶なり。

○丑辰未戌の土支分野には雜多の干星を含有して居る、若し四柱中に歴然たる吉星無き命は、此格によりて吉星を得れば發達す（土支格）

右命格を甲日生者として例へば、

○丑月生は丑中の癸辛己を以て、印綬正官正財を得らる。

○辰月生は辰中の癸戌を以て、印綬偏財を得らる。

- 未月生は未中の己を以て、正財を得らる。
- 戌月生は戌中の辛戌を以て、正官偏財を得らる。

庚日生として例へば、

- 丑月生は丑中の己にて、印綬を得らる。
- 辰月生は辰中の乙にて、正財を得らる。
- 未月生は未中の丁乙己にて、正官正財印綬を得らる。

右の如く何れの生日者にても生月支中にて吉星を得れば、其吉星力にて發達す。尤も其吉星を害する時氣は無論凶である。

上記によりて運勢及び運氣を説明した、然て數年來の不運者病弱者或は家庭不和なる人は、上記によりて調査すれば、必ずや既に過去に於て其不運を作れる原因の有るありて現在に至れる事を覺知するであらう、其原因を究めずして濫りに人を咎め天を恨むは無理である。左れど現在尙ほ斯る不運に彷彿する人は、別途の生氣法術にて之を免難解除し得らる。

## 性質の部

下卷 三六

- 吾人は肉親より生れたる兄弟ご雖も、各々異なる天性を備ふ、之れ素より兩親の受氣星質を幾分繼承する所あるべきも、本來は自己出生當時の受氣力によりて其差異を生するのである。
- 壬癸日生にて強健なれば、才智を備へ是非曲直を辨まへ、品位風采良く又文學にも上達す、左れど氣移り早き短所あり。
- 甲乙日生にて強健なれば、仁義を備へ慈悲心厚く行爲靜かなり、左れど早呑込の短所あり。
- 丙丁日生にて強健なれば、禮義を重んじ實直にて品格高大に見ゆ、左れど輕忽の短所あり。
- 戊己日生にて強健なれば、信義を重んじ恭儉にて邪心無し、左れど頑固の短所あり。
- 庚辛日生にて強健なれば、義俠果斷にて名譽を重んず、左れど一事に熱中して飽きやすき短所あり。
- 出生月の季節によりて、又性質を窺ひ知ることも出来る。
- 一年は冬至と夏至に分かる、然て冬至は陰極の子月に始まり、夏至は陽極の午月に始まる、陽氣極まれば陰に移り、陰氣極まれば陽に移る、此一陰一陽は天地自然の數理である。然て一日間は子刻より午刻までを陽氣とし、午刻より子刻までを陰氣とす。宇宙萬物は皆此陰陽氣力に司配せられて居るのである。
- 子は陰曆十一月、陽曆は十二月に當る、此月萬物の終りを告げて生氣地下に治まる時なり、故に此氣力を受け生れたる人は、細小を集中する氣風がある。
- 丑は陽曆一月に當る、此月天地の精氣充實して萬物の根元を受胎す、故に此氣力を受け生れたる人は、内實沈着にして輕卒に怒氣も發せず剛直に努力する氣風がある。此月半ばに土用を起し、二月四五日頃に寅月に移る。

- 寅は二月にて歳の節分となる、此月陰氣を破ぶり草木も發芽を萌し陽氣の活動となる、故に此氣力を受け生れたる人は、度量廣大にして進取活潑の氣風がある。
- 卯は三月にて此月草木も枝葉繁茂を始め精氣強よし、故に此氣力を受け生れたる人は、溫和にして愛嬌の氣風がある。
- 辰は四月にて此月草木も旺氣盛長す、故に此氣力を受け生れたる人は、剛毅自尊の氣風がある。此月半ばに土用を起し、五月の節に移る。
- 巳は五月にて此月草木も精氣充實す、故に此氣力を受け生れたる人は、靜かにして容貌柔和の氣風がある。
- 午は六月にて此月陽氣旺溢して之より陰に移る、故に此氣力を受け生れたる人は、進退離合に早やし。
- 未は七月にて此月火氣地上に集中す、故に此氣力を受け生れたる人は、惰氣を生じやすく勇氣乏しき氣風がある。此月半ばに土用を起す。
- 申は八月にて此月地熱焦極し金氣も締り無き如し、故に此氣力を受け生れたる人は、小才には長ずるも後締り無き氣風がある。
- 酉は九月にて此月地熱衰退す、故に此氣力を受け生れたる人は、才智あるも諸事に氣忙しき風がある。
- 戌は十月にて此月氣層も雲濁して晴雨偏頗多し、故に此氣力を受け生れたる人は、偏屈の氣風がある。此月半ばに土用を起す。
- 亥は十一月にて此月萬物の終結を付けんこす、故に此氣力を受け生れたる人は急ぎ進まんこする氣風がある。

### 顔貌体质の部

- 甲乙日生及び甲乙月受氣生者は、多くは身体上品に顔貌長味となり顏色青白し
- 丙丁日生及び丙丁月受氣生者は、多くは体格丸味に顔面上部擴く下部狭く赤味

を帶ぶ。

○戊己日生及び戊己月受氣生者は、多くは身体顔貌圓平に腰元廣く鼻口大きく顔色黃味なり。

○庚辛日生及び庚辛月受氣生者は、多くは身体中庸に顔貌は骨格にて眼元深く鼻高く顔色白し。

○壬癸日生及び壬癸月受氣生者は、多くは顔貌長豐にて鼻高く口元尋常に顔色淺黒し。

○然て開運氣の期間には顔色溫泰となり、衰運氣に至れば自然消衰す、尙ほ生年月日中に食神か印綬のある者は、常に身体豊満し得らる。若し天受体質に反し居れば發病の前兆なるか又は罹病中であるから早く養生せねばならぬ。世の觀相術は即ち此前兆を仄かに推察するものである。

### 病 症 豫 知 法

- 人の病氣は素より其攝生の如何に因るは勿論なるも、又親子夫婦間の關係及び身體を障害する運氣に遇ふて發病する、而て其力の強きほど病氣期間も長い。
- 五氣は各々其作用力を異にする。即ち金は刀傷を、水は溺死を、木は横死を、火は火傷を、土は壓死を主とする。
- 然て甲乙は頭部と胸部を、丙丁は脳部と眼部を、戊己は胃部と腸部を、庚辛は筋骨と腹部を、壬癸は膀胱腎と陰部を主とする、水は精神の根源として四柱中に大切な氣である。
- 甲乙日生にて、寅卯子亥月に生れし人。
- 丙丁日生にて、寅卯巳午月に生れし人。
- 庚辛日生にて、丑辰未戌申酉月に生れし人。
- 壬癸日生にて、亥子申酉月に生れし人。
- 戊己日生にて、巳午丑辰未戌月に生れし人。

右の如く生日ご生月氣力ご相生し、尙ほ正官あれば長壽し得らる。

●生日干より引きたる生時が冠帶運に當れば多くは中年に陰部を患ふ。

●生年月に傷官ありて、其地支が生日干より見て建祿帝旺冠帶に當れば多くは中年に腦病其他身体に異變起る。

●四柱中に弱き木氣ありて金氣多過る人は、又金氣強き時氣に遇へば、神經衰弱眼病、足部病、重きは肺患す。小兒は脳膜炎を病む。

●四柱中に弱き火氣ありて水氣多過る人は、又水氣強き時氣に遇へば、神經病、腸病、眼病を患ふ。小兒は水痘麻疹を病む。

●四柱中に弱き土氣ありて木氣多過る人は、又木氣強き時氣に遇へば、胃腸、皮膚病、口中病を患ふ。小兒は胃腸を患ふ。

●四柱中に弱き金氣ありて火氣多過る人は、又火氣強き時氣に遇へば、腸病、肺病、關節病、痔疾を患ふ。小兒は怪傷多し。

●四柱中に弱き水氣ありて土氣多過る人は、又土氣強き時氣に遇へば、膀胱腎臟、精液遺漏、口中病を患ふ。小兒は感冒寢小便を患ふ。

●上記は四柱中の最も弱き星を病主ごし、之を害する力の最も強き星を殺鬼ごして説明したものである、左れご又生日干に對して他干支ごの生害力を計りても能く的中する。

●尙ほ甲乙日生者は水氣を多飲するも中傷少なし。

●丙丁日生者は菓子を飽食するも中傷少なし。

●戊己日生者は熱食を好む。

●庚辛日生者は菜食を好む。

●壬癸日生者は肉食を好む、刀傷するも早く治す。

### 病難時氣の豫知法

●官星多きは、官星財星強き時氣に。

- 七殺凶星多きは、官星強き時氣に。
  - 偏官ご食神あれば、偏印の時氣に。
  - 印綬の力弱きは、財星の時氣に。
  - 身弱に財星強きは、官星の時氣に。
  - 劫財羊刃あれば、其時氣に。
  - 四柱中の正官に空彷か支戦あるは、其正官支よりの羊刃時氣に。
  - 正官傷官共にあるは、其正官を支戦する時氣に。
  - 生日か生時の建祿なれば、其建祿柱の羊刃か或は支戦する時氣に。
  - 上記の時氣には病難するか重きは死去す。
  - 四柱中の干ご年運干ご干合變化のため、財星食神を害する時氣に、父母妻子に大病者あれば死別す。
  - 印綬の時氣は病難するも輕し、若し財星あるか空彷時氣なれば死去するこあり。
- 小兒の運勢鑑定法
- 小兒は約そ十五歳までを幼年期ごし、此期間は専ら身体の強弱及び親ごの關係を窺ふのである。依て左記の敘述は小兒より見て説明せり。
  - 生時より生日を傷官支隔支戦すれば、親の命に従がはず。
  - 生時に印綬ありて、傷官無きは孝行厚し。
  - 生時に印綬ありて、正財無きは身體強健なり。
  - 生年か生時に財星官殺か羊刃多きは、病難に罹りやすし。
  - 四柱中に官殺か羊刃多きは、官殺時氣に病難あるか死去す。
  - 小兒時代は財星を恐る、財星時氣は親に離る。
  - 身弱日生は、傷官時氣に病難に罹りやすし。
  - 傷官偏印偏財が混成すれば、多くは庶子なり。

り。

○双児に對する運命鑑定法は古來之を明示したるもの無かりしも、余の實驗によりて左に之を教授す。

○双児の場合は先づ其出生瞬間に注意せねばならぬ。例へば寅時刻生者なれば、其一刻の二時間を分野法にて三十に割れば、一割は四分時間となる。

○依て寅刻に入りて三十分間までの生者は戊干時氣ごし、五十八分間までの生者は丙干時氣ごし、其後の生者は甲干時氣ごなる。

○右の變通干力を四柱組織の生時下に加入して推命すれば、双児の兩命間に運勢の差異を生ずる譯である。

○若し各人の運命を斯くの如く仔細に算定推命せば、同一年生の男女運命別は、實に二十七萬餘種に區分し得らる。又生年月日時のみにて推命するも、九千餘種に分かるゝのである。

○之等によりても、俗間に於て丙午<sup>ひるわ</sup>年生者ごか、壬子<sup>みどりのこ</sup>年生者ごか言ひて、單に生年

のみにて運命の吉凶を論ぜるは全然當てにならぬ事である。

			甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
癸	壬	辛	庚	己	戊	丁	丙	乙	甲			
日生	日生	日生	日生	日生	日生	日生	日生	日生	日生			
妻の母	子婿	姑妻	伯父	姫	子	母	妻の父	兄姪	甲生			
女婿	妻女	伯父	父妾	姑妻	女	母	妻の母	弟妹	姉			
妻の母	子婿	伯父	父妾	姑妻	女	母	妻の父	兄姪	子			
姑妻	妻女	伯父	父妾	妻	姫	母	妻の母	弟妹	姪			
媽	父妾	伯父	父妾	父	女	母	妻の母	兄姪	子			
伯父	姑妻	父	父妾	父	姫	母	妻の母	弟妹	姪			
父妾	媽				女	母	妻の母	兄姪	子			
子					姫	母	男の母	弟妹	姪			
女					伯偏	母	妻の父	兄姪	子			
妻の母	子	姫	伯父	母	母	母	妻の母	弟妹	姪			
伯偏	母	母	母	母	母	母	妻の母	兄姪	子			
母母	兄	姫	母	母	母	母	妻の母	弟妹	姪			
兄	姫	母	母	母	母	母	妻の母	兄姪	子			
姉	弟	母	母	母	母	母	妻の母	弟妹	姪			
弟	妹	母	母	母	母	母	妻の母	兄姪	子			

## 圖る見を屬親六りよ子女

癸	壬	辛	庚	己	戊	丁	丙	乙	甲	
日生	日生	日生	日生	日生	偏夫	偏夫	日生	日生	日生	甲
子	子	姑	父	夫	夫兄	母	偏母	姉兄	兄公	甲
女	女	父	姑	偏夫	夫弟	偏母	母	姉姐	姉姐	乙
姑	正父	正夫	偏夫	偏夫兄	母	偏母	姉兄	兄公	子	丙
父	姑	偏夫	夫	偏母	母	偏母	姉姐	姉姐	子	丁
夫	偏夫	母	偏母	姉兄	兄公	子	子	姑	父	戊
偏夫	夫	偏母	母	偏母	弟公	姉弟	女	父	姑	己
夫弟	偏母	姉兄	兄公	子	子	姉	父	父	偏夫	庚
母	偏母	姉姐	姉姐	子	子	父	父	夫	夫	辛
偏母	母	弟公	姉弟	女	女	父	姑	偏夫	夫	壬
姉兄	兄公	子	子	姑	父	夫	偏夫	母	偏母	癸
姉姐	姉姐	子	子	父	父	姑	夫	夫	母	
弟公	姉弟	女	女	父	父	姑	偏夫	夫	偏母	
妹	姉妹	女	女	父	父	父	夫	夫	母	

○右記表中の男子部にては（女は娘）ごし、（伯父はオヂ）ごし、（姑媽はシウト

メ）ごし、（子は男子）ごし、（姪はオイメイ）ごし、（偏母は入家先の母及び繼母）ごし、（男の嫁は息子のヨメ）ごし、（婿は娘の夫）ごす。

○女子部にては（公は親シウト）ごし、（姐は兄のヨメ）ごし、（姉妹はアイヨメ）ごし、（偏父は後の夫及び繼父）ごし、（偏母は繼母）ごす。

## 鑑定實驗例

文久三年十二月三十日生男子

生時	偏官	戊	丙	甲	食神
生日	壬	壬	寅	寅	
生月	偏	偏	隔	寅	
	官	財	戰		

沐浴

此命は病日生に偏財  
偏官ありて身弱ごす

生時	偏官	戊	丙	甲	食神
生日	壬	壬	寅	寅	
生月	偏	偏	隔	寅	
	官	財	戰		

沐浴

此命は病日生に偏財

○去る庚戌年の春、當人よりの鑑定依頼狀に曰く、或る事件の連累者ごして己酉

年の初審に一年六ヶ月の体刑を命ぜられたり、然に之を目下控訴中なり其結果は如何、云々。

○余は之に對して、甘言は陳べやすく苦言は告げ難きは人情なるも、余の職責として忌憚無く斷定すれば、實は今や大凶運時氣に際會し居れるを以て、頭底晴天白日の身となり難きを遺憾云々す、依て早く控訴を取下げ服役するを得策云々す、殊に來る四月五月は眞の刑期云々なり、然れども其刑期は意外に短かしと鑑定す云々、回答した。

○其後庚戌年十二月に至りて當人よりの來狀に曰く、御鑑定に從ひ愈今春四月より入監せし所、俄かに恩典に預かり、一年六ヶ月の刑期を僅か八ヶ月にて歸宅し得たるは、實に貴殿の御鑑定の的中せしを表白證明仕候、云々。

○斯る人權上の問題なるも、茲に余が其鑑定法の一端を示す。

○本來身弱生にて偏官あるは食神を喜び、然て官星時氣を恐る。然に此命者は事

件發生の己酉年は、己正官の酉沐浴運にて而も己は甲と干合土化せり。体運は順九年運にて、又其年は一月より未土運となる。翌庚戌年は甲食神を害し、其二月は戊、三月は己、四月は庚にて、尙も四月五月は辰巳空彷のため、凶運極まりて七殺の刑となる。左れど後の半年は戌の冠帶而て寅戌火局して庚を制し、又十一月丁亥の天德人建祿の旺勢運となり、尙ほ丁と壬と干合木化して食神力を起す、依て此時七殺を制伏する爲に天の恩恵到来する譯である。

○左に掲ぐる命者は余が曾て鑑定済の人々にして、本書の初版發行當時に於て既に掲示したるものなり、然に其後果して能く的中し居れるを以て、茲に再掲した。

○尙ほ國家の重臣、及び富豪を實驗したるも、各人には長所短所あり、今茲に名士の運命を説明せん云せば、自然牽強附會に涉る嫌ひあるを以て、左の數例に就き、學者自身研究の資となせば亦益する所も多からう。

時	日	月	年	明治五年三月廿七日生
印辛	戊	甲財	壬官	
戌	亥	辰	未	局
に吉氣	運甲			戊
				に吉氣戊

  

時	日	月	年	明治三年十月十五日生
不	戊	壬	印庚	食神
明	申	亥	午	
	に吉氣	運丁	庚	
				に吉氣庚

  

時	日	月	年	明治六年九月廿六日生
偏己	辛	辛肩	癸	食神
亥	巳	酉	酉	
に吉氣	運甲			丙
				に吉氣丙

  

時	日	月	年	明治六年十一月十一日生
比丁	戊	偏癸	癸官	偏官
未	卯	木局	亥	酉
に吉氣	運丁			己
				に吉氣己

  

時	日	月	年	明治七年二月十一日生
不己	戊	丙綬	甲	正財
明亥	亥	寅	戌	
吉氣	己運			甲乙
				に吉氣甲乙

時	日	月	年	萬延元年二月十九日生
不壬	戊	王肩	比戊	偏官
明午	戌	辰		火局
に吉氣	運壬	甲		壬
				に吉氣壬

  

時	日	月	年	慶應元年三月廿三日生
不庚	戊	正官	己	印綬
明申	卯	巳		
に吉氣	運甲			丁
				に吉氣丁

  

時	日	月	年	明治二年二月十八日生
不庚	乙	丁官	己	
明申	卯	巳		
に吉氣	運甲			丁
				に吉氣丁

  

時	日	月	年	慶應二年三月十八日生
不丙	戊	庚官	乙	正官
明亥	午	巳		
に吉氣	運乙			壬
				に吉氣壬

  

時	日	月	年	明治二年五月四日生
不乙	丙	庚官	己	偏財
明亥	午	巳		
に吉氣	運乙			壬
				に吉氣壬

  

時	日	月	年	明治元年二月十日生
不丙	戊	甲	偏官	比肩
明戌	戌	巳		
に吉氣	運丙	甲		乙
				に吉氣乙

時 日 月 年 偏印丙正官丙比肩	時 日 月 年 己辛癸食神甲正財	時 日 月 年 明治七年十月一日生
午 申 巳 子 に吉 運氣 辛癸	丑 卯 戰酉 戊 に吉 運氣 辛癸	午 申 巳 子 に吉 運氣 辛癸
時 日 月 年 比肩癸乙癸肩丁偏財	時 日 月 年 偏庚癸丙偏官甲偏財	時 日 月 年 明治七年十二月廿九日生
亥 巳 卯 丑 に吉 運氣 丙戊	申 申 水局子 戊 に吉 運氣 庚壬	時 日 月 年 偏財甲偏庚丙偏官甲偏財
時 日 月 年 傷官庚正官丁印綏	時 日 月 年 傷官甲癸丁傷官甲比肩	時 日 月 年 明治八年一月十二日
酉 子 巳 丑 吉氣に戊運乙丁	卯 戌 丑 戊 吉氣に己運甲丙	時 日 月 年 明治九年一月廿三日生
時 日 月 年 敗財壬癸王比肩丁正財	時 日 月 年 庚己巳印綏乙正財	時 日 月 年 明治九年二月廿五日生
卯 申 子 丑 に吉 運氣 丁己	辰 寅 丑 亥 に吉 運氣 己乙	時 日 月 年 明治十年二月廿五日生

時 日 月 年 不 丁 乙 丙 戀 財 傷官	明治十一年四月九日生
時 日 月 年 明 巳 丙 辰 戌 辰	甲午運氣 甲辛
時 日 月 年 甲 戊 辛 正官 戊 偏財	明治十一年九月廿三日生
時 日 月 年 戌 戌 辛 辰 西 戌	甲戌運氣 甲己
時 日 月 年 丙 甲 食神 乙 敗財 偏財	明治十三年一月廿一日生
寅 辰 丑 戌 戌	丙寅運氣 丙己
時 日 月 年 印綏 丙 戊 印綏 甲 正官	明治十七年二月九日生
寅 丑 戌 申	丙寅吉氣 丙戌

- 故陸軍大將桂太郎公弘化二年十一月二十八日生
- 故海軍元帥西郷從道侯天保十四年五月四日生
- 故陸軍元帥大山巖公天保十三年十月十日生
- 故陸軍大將乃木希典伯嘉永二年十一月十一日生
- 故陸軍元帥山縣有朋公天保九年閏四月二十二日生
- 故陸軍元帥寺内正毅伯嘉永五年二月五日生

○故大隈重信侯天保九年二月十六日生

○海軍元帥東郷平八郎伯弘化四年十二月二十日生  
(例題の四)

明治十年四月十五日午後四時生男子

水性空彷子丑

式	樣	定	鑑	印綬	養	大極人	月德人	墓	未
生時	生日	偏官	丁	癸正財	丑	天乙人	夾桃花祿	衰	二十八歳歲
庚	戊	午			辰	人	華祿		三十九歳歲
		申	病		正	德人	墓		三十一年歲
		寅	福		冠帶	人			三十二歲歲
		卯	暗		夾	德人			三十四歲歲
		辰	祿		桃	人			三十六歲歲
		巳	生		華	人			三十八歲歲
		午	人		祿	人			三十九歲歲
		未	建		衰	人			四十歲歲
		申	祿		日羊	人			四十一歲歲
		酉	人		刀	人			四十二歲歲
		戌	人		凡	人			四十三歲歲
		亥	人		將	人			四十四歲歲
		子	人		隔	人			四十五歲歲
		丑	人		紅	人			四十六歲歲
		未	人		天	人			四十七歲歲
		申	人		浴	人			四十八歲歲
		酉	人		益	人			四十九歲歲
		戌	人		地	人			五十歲歲
		亥	人		耗	人			五十一歲歲
		子	人		將	人			五十二歲歲
		丑	人		軍	人			五十三歲歲
		未	人		角	人			五十四歲歲
		申	人		鰐	人			五十五歲歲
		酉	人		耗	人			五十六歲歲
		戌	人		益	人			五十七歲歲
		亥	人		地	人			五十八歲歲
		子	人		耗	人			五十九歲歲
		丑	人		將	人			六十歲歲
		未	人		軍	人			六十一歲歲
		申	人		角	人			六十二歲歲
		酉	人		鰐	人			六十三歲歲
		戌	人		耗	人			六十四歲歲
		亥	人		益	人			六十五歲歲
		子	人		地	人			六十六歲歲
		丑	人		耗	人			六十七歲歲
		未	人		將	人			六十八歲歲
		申	人		軍	人			六十九歲歲
		酉	人		角	人			七十歲歲
		戌	人		鰐	人			七十一歲歲
		亥	人		耗	人			七十二歲歲
		子	人		益	人			七十三歲歲
		丑	人		地	人			七十四歲歲
		未	人		耗	人			七十五歲歲
		申	人		將	人			七十六歲歲
		酉	人		軍	人			七十七歲歲
		戌	人		角	人			七十八歲歲
		亥	人		鰐	人			七十九歲歲
		子	人		耗	人			八十歲歲
		丑	人		益	人			八十一歲歲
		未	人		地	人			八十二歲歲
		申	人		耗	人			八十三歲歲
		酉	人		將	人			八十四歲歲
		戌	人		軍	人			八十五歲歲
		亥	人		角	人			八十六歲歲
		子	人		鰐	人			八十七歲歲
		丑	人		耗	人			八十八歲歲
		未	人		將	人			八十九歲歲
		申	人		軍	人			九十年歲歲
		酉	人		角	人			九十一歲歲
		戌	人		鰐	人			九十二歲歲
		亥	人		耗	人			九十三歲歲
		子	人		將	人			九十四歲歲
		丑	人		軍	人			九十五歲歲
		未	人		角	人			九十六歲歲
		申	人		鰐	人			九十七歲歲
		酉	人		耗	人			九十八歲歲
		戌	人		將	人			九十九歲歲
		亥	人		軍	人			一百歲歲
		子	人		角	人			一百一歲歲
		丑	人		鰐	人			一百二歲歲
		未	人		耗	人			一百三歲歲
		申	人		將	人			一百四歲歲
		酉	人		軍	人			一百五歲歲
		戌	人		角	人			一百六歲歲
		亥	人		鰐	人			一百七歲歲
		子	人		耗	人			一百八歲歲
		丑	人		將	人			一百九歲歲
		未	人		軍	人			一百十歲歲
		申	人		角	人			一百一十歲歲
		酉	人		鰐	人			一百一十一歲歲
		戌	人		耗	人			一百一十二歲歲
		亥	人		將	人			一百一十三歲歲
		子	人		軍	人			一百一十四歲歲
		丑	人		角	人			一百一十五歲歲
		未	人		鰐	人			一百一十六歲歲
		申	人		耗	人			一百一十七歲歲
		酉	人		將	人			一百一十八歲歲
		戌	人		軍	人			一百一十九歲歲
		亥	人		角	人			一百二十歲歲
		子	人		鰐	人			一百二十一歲歲
		丑	人		耗	人			一百二十二歲歲
		未	人		將	人			一百二十三歲歲
		申	人		軍	人			一百二十四歲歲
		酉	人		角	人			一百二十五歲歲
		戌	人		鰐	人			一百二十六歲歲
		亥	人		耗	人			一百二十七歲歲
		子	人		將	人			一百二十八歲歲
		丑	人		軍	人			一百二十九歲歲
		未	人		角	人			一百三十歲歲
		申	人		鰐	人			一百三十一歲歲
		酉	人		耗	人			一百三十二歲歲
		戌	人		將	人			一百三十三歲歲
		亥	人		軍	人			一百三十四歲歲
		子	人		角	人			一百三十五歲歲
		丑	人		鰐	人			一百三十六歲歲
		未	人		耗	人			一百三十七歲歲
		申	人		將	人			一百三十八歲歲
		酉	人		軍	人			一百三十九歲歲
		戌	人		角	人			一百四十歲歲
		亥	人		鰐	人			一百四十一歲歲
		子	人		耗	人			一百四十二歲歲
		丑	人		將	人			一百四十三歲歲
		未	人		軍	人			一百四十四歲歲
		申	人		角	人			一百四十五歲歲
		酉	人		鰐	人			一百四十六歲歲
		戌	人		耗	人			一百四十七歲歲
		亥	人		將	人			一百四十八歲歲
		子	人		軍	人			一百四十九歲歲
		丑	人		角	人			一百五十歲歲
		未	人		鰐	人			一百五十一歲歲
		申	人		耗	人			一百五十二歲歲
		酉	人		將	人			一百五十三歲歲
		戌	人						

- 人は天賦の運勢によりて各々相當の開運時氣を有せり、然れども遊柔懶惰の者には棚より牡丹餅の口中に飛入る道理は無し、運勢を開くの鍵は、實に自己の長所を先覺し、短所を慎しみ、以て努力するにあり、而て特に必要なるは自信力なり、剛毅の氣銳を持続して當初の目的を掲げされば大底は其素志を貫くに難からず。
- 諺に人は氣ほごに世を暮すと言へり、小膽にして志望小なる者は小生涯を送り、大膽にして志望大なる者は矢張り大生涯を送る、寔に心的の修養も大切なるものである。
- 本質の運勢力は、一度は主人に仕へて信用せらる、親兄弟には縁淺く、生地を離れて他郷に出づる、然て後獨立す、貴上者に交際博くなり、中年間は面白きほご發展をなし、財貨も相當殖産し、別荘又は支店を擴張し、以て名聲的發達をなす。
- 身体は強健肥満し、性質陽氣にて精神健全耐勞進取對抗性を有し、一度思惟せし事は成し遂げざれば止まぬ氣概あり、隨て目上權者に對しては何處までも負けぬ頑癖あり。又我意に叶ひし者は十分援助し、逆ふ者には對抗する氣風あり、然て酒色にも强し。
- 然に榮枯盛衰は人事の常として、老年初期には少しく衰運に遇ふ、此運氣中は恰も雪に埋もれる寒梅の如く堅忍不撓の氣銳を保たば、暫時にて復び花咲き鶯鳴く陽氣運に遭遇し得らる、壽命長く、子女も多し又共に發達す、依て上記に指示せる進退運氣に處し、以て奮勵努力國家的大成功者たるべく活動なせ。以上は運勢の大体を具体的に説明せるものこそす。
- 備考ながら注意して置く、本學研究上、同一の生年月日時者は悉く同一運命に

なるべきや否やの質問も起る事があらう、然り同一生年月日時者は其顔貌體形及び父母兄弟との關係は同様となるも、併しながら將來の成功と失敗の運命は、自己と環境との關係、殊に妻子との運勢關係、職業上の關係、尙ほ諸事開始の時機、其他家庭上の境遇及び、事業關係者の運勢生害等に因つて、各人の運命に差異生ずるは勿論である。之れ草木に於ても同種子を同地に播くも、其土地及び受氣力、隣接草木相互の環境關係等によりて、成長狀態の異なる理と同じ。

○俗間に於ては、自己の生日よりの空彷支星ある四柱の他生者と、縁組を恐る流說あるも、之れ推命學の原理を辨まへざる者の妄說である。空彷は當人の運氣巡環時機のみに應用すべきものにして、決して他生者との身體に關係を及ぼすものでは無い。

○又俗間に四惡十惡といひて、歳より四つ目と十目になる人との夫婦縁組を恐る

人あるも、之れ大なる誤解である。往古の三世相書に、巳申と午酉を四厄とし。巳午と午申と午午と申申と巳巳と巳酉と酉酉と申酉を十惑としてある。然れども之を本學によれば、其生年月日によりて各々吉凶異なるから、四惡十惑說も現代では妄說である。

## 附 言

下卷 六二

○以上に由りて動かすべからざる眞理と實驗例を示して、斯學の根本的理法を教授したのである、學者は定めし本學の合理的學理と、其推理法並に理解し易からしむべく努めたる其教授法に對し、盡きざる興味と容易なる理解とを感知し、以て吾人生涯の如何に變轉極まり無きやを窺がひ得たる事であらう、加之、宛がら反射鏡の如き本書を繙くに及びて、之より社會の風浪と戰ふべき、又戰ひとつある青年諸子、竝に人生の苦難を覗味したる、又未だ苦難より脱せざる老年諸士は、果して如何なるものを感じ得したるか、過去は今更詮方無しといへども、將來は必ず確に發達し得べき或る方法あるを覺知したであらう。

○老者若者を問はず常に理想を樹て、而して其理想を標榜して勇進なせ、理想無き處世は墮落生活を現出する。殊に青年諸子は小成に安んぜず、常に精神に或る標準即ち理想を確立する事の必要大なるものがある、併しながら理想と實際に到達すべく奮闘努力するを得策なりと思惟す。

○然るに常人は事變に遇ふて意外と言へり、此意外とは豫期せざりし謂である。左れど本書によりて百般の原理を究むれば何事も意外と言ふべきこそ無し。世人彼の草木の開花落葉を見るを見て敢て驚かざるは、之れ常に其時節來れるを豫期し居れるためである。然して吾人の生涯にも斯の如く盛衰變化病難等の時氣あるを以て、前年の運氣と今年の運氣力を同様に律することは出來ない、之を豫知し居らざれば、意外に遇ふて俄かに驚愕する事となるのである。

○而て同一生年月日時者に對する事實上運命に差異ある疑問の解釋も、本書によりて始めて之を解決したのである。故に個人に對する實際の運命を豫知せんこ

欲せば、成るべく其關係者たる父母妻子等の運勢をも參照調査せねばならぬ。  
○偕て天は吾人に不可避的宿命を與へしものにはあらざるを以て、先天的幸運命  
者は尙ほ一層の發達力を得られ、不運者は大ひに之を轉じて、更に發達し得べ  
き相當の方法もあるのである。之れ益栽師が草木を培養する方法と同理である。  
○余は祖先傳來の遺法と、又余が多年多數者に就て實驗せる所によれば、當今の  
地球氣層力を受け生れたる我國人は、約八十歳頃までは生存し得べきものなり  
と天文學的に思惟せり、依て余は此理由に基き、如何に現在不運に啞てる人を  
雖も、其不運を排除して更に生氣を招くべき、即ち病氣制伏長壽法、人氣集中  
權利必勝法、夫婦和合法等の有ゆる法術を教授して居る。此別途法術を受けし  
多數の會員は、着々として現實成功發達しつゝありとの感謝禮狀寫書は、別示  
の發表書によりて、諸君も既に一讀せし所であらう。尙ほ此法術教授書も追て  
公表の目的にて、數千の實驗例命に其應用法の具體的説明を加へたる原稿を目

下調製中である。

○若し諸君にして一日も早く此法術を得て、天賦の運勢を有意義に發揮せんご望  
まば、速に其特別鑑定書の作製を請求されたい。此書によりて事實成功を體驗  
の上、尙ほ進んで斯學の極意を究め、以て社會救濟に資せんご欲する熱心者には、推命活斷法及び別種法術を直接傳授もする。

○本書は曩に各帝國大學の研究資料となる、以て他流派の漠然たる雜書と其要旨  
を異にせる點、然て内容の道理に成れる所を能く諒解せられたい。

○尙ほ別に諸相場の變動騰落原因を二十餘年間研究の結果に成れる（米株相場天  
文氣象觀測法秘傳書）を大正八年に著作公表したる所、之又帝國大學研究資料  
に請求せられたるを以て續いて寄贈した。

○此觀測法書は諸相場の騰落年月及び毎月の高低要所時機と又天候の變動を豫測  
すべき數理科學にして、如何に初心者にても、未來幾年までも能く活用し得ら

るものである。

○抑も相場に變動の起る原因は、之れ宇宙力によりて、人氣に對する善惡材料を發生し、之に從つて群衆人意に強弱消長の動搖感念を起すに由るものである。依て早く其變動時機を、自己の運氣を前知利用して賣買なせば、過ちの少ない譯である。

○本書は三十年間に涉り十數萬人を實驗の結果、其學理と實際に合致せる所によりて成れる物にして、其微細の事項に至るまで總て科學的といふも敢て過言では無い、本學を著作發表以來年を遂ふと共に智識階級者の好評を博し今や數萬の讀者を有するに至れり、斯の如く本學の普及により各人に裨益を齎らす所あらば、社會救濟社會善導の一助一端として余の大ひに欣快とするところである。

○家庭の圓滿、不和、これ小にしては一家、大にしては社會國家の盛衰根本となるべき基にして、實に處世上重要視すべき事である。故に夫婦縁組に際しては

單に現在の表面狀態のみに據らず、本書に詳細教示せる所の結婚法に従ひて、將來運氣において身體及び思想の結合せる縁組を決定せねばならぬ。これ恰も植物の發達力は其地味及び植時の關係大なる如くに、二身氣力の結合をなすべきところの夫婦にして、相生せざる結婚は久しからずして必ず不運に罹るものである。然に世間には未だ本書の教ゆる眞理をしらずして、其不和不運は對者の行爲に出づるものご思惟し日夜煩悶しつゝある人あり。之れ等は始めて本書を繙くに至りて、自然斯くなれる原因ありしを發見し其不遇を後悔せるは遺憾の次第である。併しそれ等に對しても又多少和合せしむる方法もあるのである。

○俗間の鬼門暗險殺八方塞がり等の方位吉凶説は、之れ往昔人智未開の當時、地球を平盤なる物と誤信せし天動説時代の遺物である。世は進展した。僅か數日間に世界を飛廻し得る現代の時勢に於て、未だ斯かる妄説を信じ居る者あるは嘆しい次第である。斯様な説は何等惧るに足らない、元來自由な天地に生を享

けた吾人の身體は、そんな窮屈なものではない、各人は剛健不拔の精神を持ち、縦横無盡に活躍するが良い、然して住宅は便利衛生を主眼とし、以て安生を得るが賢者の採るべき策であらう。即ち本書學者は斯る説に捉はれず、常に自己運氣を測知し、以て萬事に進めば安全である。

○諸君若し、本書に超越せる學者を他に求めんとして、如何なる雑書を涉讀するも、其内容は根據漠然たる枝葉説に止まるため、反つて處世の迷宮に入るであらう。之れ本書の如くに原理根底を解釋したるものは絶対に無きは勿論、本書は實に余の實驗に成れる道理學なることを、聊か冗言に外れたるも、茲に本書研究學者に對し寸言、余の意中を披瀝して置く次第である。

## 實地研究四柱推命秘傳書全畢

大正元年十二月八日 初版發行  
昭和五年四月四日 增補改版發行  
昭和三年九月三十日 增補十版發行

●法律出版第三章抄出

第三十七條 假作物爲シタル者及情ヲ知テ  
假作物ヲ賣賣シ又ハ頒布シタル者ハ五拾  
圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第三十八條 第十八條ノ規定ニ違反シタル  
者ハ參拾圓以上參百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第三十九條 第二十條及第三十條第二項ノ  
規定ニ違反シ出所ヲ明示セズシテ複製シ  
タル者並ニ第十三條第四項ノ規定ニ違反  
シタル者ハ拾圓以上百圓以下ノ罰金ニ處  
第四十條 著作者ニ非ザル者ノ氏名稱號  
ヲ附シテ著作物ヲ發行シタル者ハ參拾圓  
以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第四十一條 著作權ノ消滅シタル著作物ト  
雖之ヲ改竄シテ著作者ノ意ヲ害シ又ハ其  
ノ題ヲ改メ若クハ著作者ノ氏名稱號ヲ  
隠匿シ又ハ他人ノ著作物ト許稱シテ發行  
シタル者ハ貳拾圓以上貳百圓以下ノ罰金  
ニ處ス

●法律第六十七號  
他人ノ印章若クハ署名ヲ偽造及使用シタル  
モノハ三年以下ノ懲役ニ處ス

著作發行元 伊藤神祥館出版部  
日本實地研究四柱推命學 教授元本家  
京都市烏丸通出水角

電話西陣二五九番  
電話口座穴版四五五三六番

手書ノ記事ヲ添ニ

記載シテ頒布スル  
許サズ

318

750

## 所 有



## 著作權

實地研究四柱推命秘傳書 上卷全 定價四圓

下卷全

著作者 伊藤耕月  
京都市上京區烏丸通出水上ル  
櫻鶴圓町三六八番地

發行者 伊藤耕月  
京都市下京區大宮通花屋町下ル  
印刷者 杉本正一 博

印刷所 杉本正文堂

終

